

◎開議の宣告

○塩田勉 議長 おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

◎発言の申し出について

○塩田勉 議長 市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。
市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 おはようございます。

本会議冒頭の時間をおかりいたしまして、私のほうから報告を申し上げたいところがございます。
市内にございます児童福祉施設における通常値を超えた放射線量の経緯についてでございます。
お手元には図面が届いているかと思えます。その中にもデータが載っておりますが、市におきまして、8月の学校施設の放射線量調査に加えまして、今月の5日から保育所等の児童福祉施設など56カ所の放射線量調査を行っておるところでございます。この調査の過程で、初日の5日であります月曜日に調査を実施いたしました相愛保育園におきまして、現場の速報値ではありましたが、秋田県の通常の放射線レベルであります0.022から0.086マイクロシーベルトを超える数値が観測されたため、本来、各施設2カ所の測定を予定しておりましたけれども、急遽、この施設に関しては12カ所の計測を行ったところでございます。

その結果、高い数値を示すのは、今年の7月に張りつけを行いました茨城県産の芝生が原因ではないかとほぼ特定するに至りました。このような状況から、直ちに相愛保育園に対しまして、お子さん方が芝生に立ち入らないよう対策を講じるとともに、今後の対応について相愛保育園、工事実施業者、市による協議を継続して行うことを確認しております。また、必要に応じて、県の担当部局にも参加をお願いすることといたしております。なお、健康に与える影響については、県保健所と連携してこれに対応したいと、このように考えておるところでございます。

今、お手元には分析を急がせておりました相愛保育園の放射線量の確定値でございます。ごらんいただきたいというふうに思います。地上1センチメートルで0.128マイクロシーベルト、50センチメートルで0.094マイクロシーベルト、1メートルで0.080マイクロシーベルトとなっております。

なお、相愛保育園の対応としては、本日は休園とし、早急に芝生の撤去を実施するため、業者及び市を含めた協議を、本日午前中に実施することといたしております。

私の報告は以上でございますけれども、これについて万全を期して対応してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

◎一般質問

○塩田勉 議長 日程第1、一般質問を行います。

通告により、質問は順番をもって許可いたします。

◇ 佐藤忠久 議員

○塩田勉 議長 21番佐藤忠久議員に発言を許可いたします。

21番佐藤忠久議員。

【21番（佐藤忠久議員）登壇】

○21番（佐藤忠久議員） おはようございます。

新政会の佐藤忠久です。

久々の登壇でいささか緊張しておりますが、当局の簡潔明瞭な答弁をひとつよろしくお願ひしたいと
そのように思います。

ただいま市長より報告もございましたが、まず、今朝の魁新聞で驚きました。横手町の保育所の芝生
付近からの放射線量の通常値超え。放射線に関しては対岸の火事という思いで今までおりましたが、こ
れからは何事も物流範囲の広さから大丈夫だろうか、何ともないだろうか、そういう心のシフトを変
換しなければならぬ、そのように感じた次第であります。

さて、3.11の東日本大震災、そして、このたび迷走して西日本を直撃し、紀伊半島豪雨による甚大な
被害を与えた台風12号。予測できない事態への被害を目の当たりにして、改めて自然の猛威と恐怖を感
じた次第でございます。この場から、犠牲になられた皆様に心からご冥福を申し上げるとともに、被害
に遭われた皆様にもお見舞い申し上げたいと、そのように思います。

我が横手市は、確かに大雪で大変ではありました。しかしながら、春になるとその雪は消え、大きな
被害が少ない、災害が少ないこの地を選び住んだ先祖に、今、感謝しております。我々は、次の世代に
もよかったと言われるその地域づくりを、これからしていかなければならないと、決意を新たに胸に
刻んだところであります。

そんな中、頑張れ日本を引っ張って、日本国民に元気をもたらしてくれているのは女子サッカー、な
でしこジャパンであります。ワールドカップで優勝、そして今は中国でロンドンオリンピックの出場権
をかけて、あと1勝まで頑張っております。メンバーの中には、母親が大曲出身の方もおりますので、
明日の北朝鮮戦はみんなで応援して、何とか勝利していただきたい、そのように思っております。

それでは、通告に従いまして、簡単に4点質問しますので、ひとつよろしくお願ひします。

1番目に、今後の市政運営について市長に伺います。

今議会に果樹産地再生支援事業として、横手市農業経営安定化資金に果樹災害枠の新設がありました。
豪雪による果樹の被害は半端ではありません。復興には、最低でも10年はかかります。何よりもその減
収をどうするのかと、本当に死活問題になっています。市として、生活資金支援が不可欠であり、当局

の敏速な対応は評価しております。3年据え置き10年償還、いずれ市に全額お金が戻るのですから、無利子で対応していただければと、そのように思っています。

また、横手市地域コミュニティ施設設置条例で、十文字西スポーツ交流センターの件が出ております。廃校の体育館とグラウンドを市の施設として指定管理させるものであります。以前、大森の白山小にもこの形で行いました。大変によいことだと思っております。

私には苦い経験がありました。旧川西小学校で、この地域にも体育館とグラウンドを残してほしいという要望をしておりました。そのときの市の説明は、指定管理の言葉すらなく、すべて地元負担でやること。その後の解体となるときでも、市では1銭も出せないとのことでした。地元では、この方針に対応している間に、いとも簡単に学校が解体され、当時、市内で一番よく管理されていた自慢のグラウンドも、たしかちゃんと管理すると言っていたように記憶しますが、一時、資材置き場にされ、廃墟化し、今は草刈り機械もままならない状態であります。とにかく地域から学校がなくなった、もったいない体育館が壊される、言葉に言いあらわすことのできない悲しいことでありました。今にして地元の人たちが市の言うことを言いなりにやって損をしたという感じを受けておる。今日は、その愚痴の一つも言いたくなる気分でもあるという思いから、市長に伺います。

新市誕生から6年過ぎようとしております。2期目後半を迎え、市民の陳情やら要望も多い中で、下期からどのような姿勢で運営をされるのか、また、議会に出される議案がたびたび修正されるという、まことに遺憾に思います。このことについてどう考え、今後、どのようにしていく覚悟なのか伺います。

2番目に、用地取得後の登記の現状について伺います。

用地買収にかかわっておる職員は、勤務時間に関係なく昼夜頑張っただけで、本当にご苦労さまです。ただ気がかりなのは、買収後の処理が順調に行われているかということでもあります。特に、合併前の各市町村のやり残しがたまっておるのではと、心配しております。相続にはいろいろなケースがあり、一筋縄ではいかないと思いますが、どうか実態をご説明願います。

3番目に、公民館のあり方について伺います。

私は元気の出るまちづくりのかぎは、何といても公民館がにぎっていると、そのように思っています。横手地域などのように公民館に職員が配置され、にぎわいのあるところは今のままでもよいでしょう。ただ、大森地区のように少子高齢化が進み、行政の下支えがなければなかなか元気が出てこない、そういう地域では、何としても何かの手だてが必要であります。

旧大森町では、川西、大森、八沢木、前田の4地区の公民館があり、その下に集落ごとに分館があり、それぞれが独自性を持った活動をしてきました。そこが集落の核となり、選挙以外はすべてそこで取り組んでいた、そういうところでもあります。ところが合併後、なぜか分館は解体され、集落の拠点がなくなり、元気の源がなくなってきております。今よりは決して悪い制度ではなかったと思っております。生活の多様化、少子高齢化の中で地域のコミュニティーを守るために、今のままではいけないと思しますので、当局のお考えをお伺いします。

最後に、明峰中学校について伺います。

旧3町村統合であり、合併していなければできなかった大規模中学校であります。当然、我々地域みんなの期待が大きいものであります。3月の東日本大震災の影響で、工事の遅れを心配していましたが、今議会の市長報告の中では、進捗率32.2%だけのことです。この数字が予定どおりなのか、来春4月の開校が間に合うのか、情報の提供が乏しい、不誠実な対応に感じたのは私だけでしょうか。地域住民にも丁寧な説明が必要と思いますが、いかがでしょうか。

以上をもちまして、壇上からの質問を終わります。何とぞご答弁よろしく申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○塩田勉 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 答弁を申し上げたいというふうに思います。

まず、1点目でございますが、今後の市政運営についてのお尋ねがございました。

ご指摘ございました私の任期もそろそろ折り返し地点ということでございまして、これから後半戦に向かうわけでございます。これにつきましては、私が2年前の選挙で掲げましたマニフェスト、これに基づいて、そして市の総合計画にのっとりながら着実にその実現方に努めてまいり、それ以上でもそれ以下でもないということをまず申し上げながら、ご指摘を受けました今までの2年間の中での議会とのかかわりについてのお尋ねがございました。これにつきましては、大いなる反省点があるところでございます。

1つには、平成22年3月には、当初予算の中で本庁舎を増築する予算につきましては、その部分について適切でないということで減額修正をいただきました。そして、庁舎を集約化するために、それに伴う横手市行政組織条例の全部を改正する条例につきましては、予算と一体ということで否決をいただいたところでございます。

また、平成22年12月におきましては、横手市における死亡獣畜保冷施設設置条例の一部を改正する条例につきましては、関連する農家に対する説明が足りないというご指摘があつて、この条例についても否決をいただいたところでございます。

また、本年4月の今年度一般会計補正予算（第2号）におきましては、地震に伴うY²（わいわい）ぷらざの修繕につきまして、その補正予算が適切でないということで修正議決をいただいたところでございます。

振り返ってみますと、以上4件、私なりに反省を込めて、今お知らせしたところでございますけれども、いずれもが、私どもの考えていることが理解されるようなプロセスにおいて、非常に不足であったということは、これは率直に反省をしなければならない、そのように思う次第でございます。これについては、確かに行政課題説明会等々は、その都度設けて説明を申し上げているわけでありましてけれども、正直、そこでの議論というのはなかなか盛り上がらない状況がございまして、これが何に起因するかとい

うことを我々も反省しなきゃならないだろうと思っております。投入する時間、絶対的な時間が足りないことでもありますし、また、ボリュームが多過ぎるというようなことでもありますし、また、そういう場ではなかなか発言しがたいというような状況も、もしかしてあるのかなということも、もろもろ我々なりに検討いたしまして、これからの市政運営については議会の皆さん、これはもちろん市民の皆さんということでもあるわけですけれども、理解をいただけるような、そしてもっと率直な意見交換ができるような手だてというものを我々なりに講じてまいりたい、そのように思っている次第でございます。

2点目にお尋ねがございました用地取得後の登記の現状についてでございます。

事業用地取得に伴う登記事務でございますけれども、土地売買契約を締結した後に土地家屋調査士に委託いたしまして、分筆登記を行い、その後に市が所有権移転登記を行っておるところでございます。登記の手續漏れを防止するために、地権者への土地代金支払いは所有権移転登記完了後としておりまして、登記事務に関しては、現在順調に進んでおるところでございます。

お尋ねもございました合併前からの各市町村に存在した未登記道路につきましては、道路事業実施の際の調査により確認できた場合に、市への所有権移転登記の手續を進めているところであります。今後はその実態調査を行いながら、計画的に未登記道路の解消に努めてまいりたいと、このように考えている次第でございます。

3番目、4番目につきましては、教育委員会のほうから答弁をさせたいと思います。よろしく願います。

○塩田勉 議長 教育長。

【高橋準一 教育長登壇】

○高橋準一 教育長 教育委員会関連のお尋ねが2点ございましたので、お答えしたいと思います。

初めに、公民館についてのご質問がございました。

合併前における公民館の設置形態は、旧市町村においてさまざまとなっております。このため、合併時に8地域に生涯学習の中核となる生涯学習センターを設置し、各地区の公民館との連携によって、生涯学習、社会教育の充実を競うということで、今に至っております。

大森地域では、議員が申し述べましたように、各公民館の下に分館制度が設けられておりました。合併後、それを廃止して、先ほどのような形態にしたということになっています。

地域課題が個別化、複雑化している今日、公民館についても、時代の変化に対応して地域コミュニティーの推進や地域づくりの拠点としての新たな役割が求められています。今後の横手市における公民館のあり方については、地域が必要とする事業を住民みずからが企画し、展開できる体制の構築と、公民館が今まで果たしてきた学習機能をあわせ持つ総合的な地域づくりの拠点を目指して、今、市長部局とも協議を進めているところであります。

2つ目の明峰中学校についてのお尋ねがございました。

現在、普通教室が入る南棟及び職員室、音楽室などが入る中央棟は、3階部分のコンクリート打設の準備を行っております。この南棟と中央棟に関しましては、ほぼ工程どおりに進んでおります。一方、体育館や武道場などが入る北棟は、現在1階部分のコンクリート打設を行っているところです。北棟につきましては、震災の影響で資材の調達に苦心したために、多少の遅れが生じているところでもあります。建築本体工事全体の進捗率は、8月末現在で約39%を予定しておりましたが、約37%と、2ポイントの遅れが生じております。今後、作業員の数を増やすなど、さまざまな対策を講じて、この遅れを取り戻し、予定どおり来年4月の開校に間に合わせたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

○塩田勉 議長 21番。

○21番（佐藤忠久議員） 市長の答弁の中で、マニフェストに沿ってやっていくのは当たり前のことですが、私が申し上げたいのは、そのマニフェストから外れた部分で、例えば1年になりますか、今の廃棄物処理場の陳情、あれには5,000人の方が陳情しており、また、少ないところでは各地域単位、集落単位で道路の整備とか、いろいろ陳情があったと思います。そういう陳情のものを、例えば市長が直接目にされておるのか、担当部局だけで処理されておるのか、そういうところから、まずひとつ伺ってきます。

○塩田勉 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 マニフェストあるいは総合計画に基づいてというのは、これは額面どおりの話でありますので、その間に、それから部分的にはみ出しながらも緊急性のある、あるいはおろそかにできない課題というのは当然出てくるわけでございます。これをおろそかにするという意味で答弁したつもりではございませんでしたけれども、そういうふうに聞こえたとすれば、大変申しわけなく思います。

重要な、そしてまた、大変難しい課題というのはたくさんあるわけでありましてけれども、そういう課題について、それを根本的に克服するために具体的にしななきゃならない事業というのはやっぱりございます。これは陳情という形をとる場合もあるでしょうし、そうでない形もある。担当が、ああこれはするべきではないかと、しなきゃいけない、事業としてやらなきゃいけないことではないかというようなことは、当然あるわけでございます。こういうのが私のところに入るように今までもしてまいりましたけれども、もっとしっかり入るようにしなきゃいけないだろうと思っております。

ご指摘のあったようなごみ処理統合施設関連に関しては、現場に出向いてお話を聞いている中でも、十分私直接伺っておりますし、そういう機動的な対応をしななきゃいけないものもわかりましたので、それを今議会にお願いしているところでございますけれども、この後もそういうものが迅速に上がるように、どこかで消えてしまわないような、ご指摘されているのは多分そういうことではないかと、そういう件ではないかと思っておりますので、そうならないような、もっと言えば、私が立てている政策方針について、幹部職員がそれをなすために何が必要で、どこまで必要だかという的確な判断をする力をやっぱり身につけてもらわないと、どこかで途中で消えてしまうことはあり得ますので、これについてはもう

ちょっとしっかり幹部職員と協議をしながら、しっかり上がるような徹底策を講じてまいりたいと思います。

○塩田勉 議長 21番。

○21番（佐藤忠久議員） 今、いみじくも幹部職員の件が出ました。議会に提案される件については、政策会議等で十分議論し、その上で提案されておるとそのように伺っておりますが、幹部職員の皆さんが市長と一緒に協議されておることでしょうが、その中で、どうも私が心配しているのは、市長が余り強くて、幹部職員の方が市長に物言えないのではないだろうか、そういうような思いもちょっと感じたりするわけですが、そういうことはないと言うに答弁は決まっていますが、お願いとしては、政策会議においても、出してきたものは政策会議の皆さんの責任でありますので、議会から否決されるようなものは、修正されるようなものは出さないでいただきたい。それくらい市長も幹部職員も一緒になって物事に対応していただきたい、それを強く思っています。

何を出されても、我々はチェック機関ですので、いいか悪いかしか判断できません。そういう面からいけば、議会との別になれ合いになってくれと言っているのではない。ただ、いつもですけれども、行政課題説明会の何かのついででやります。何かのついででやることであれば、特別我々に相談しないで、あなた方でやったっていいんでないか、そういう意思が私にはありますので、あそこでの質疑にはなかなか至らない。まして、先ほど言ったように、膨大な資料の中で上べだけの説明で、これで説明して了解をもらったと思ってもらっても、これは困るわけです。やっぱりいい地域をつくるためには、我々も一生懸命頑張りますし、どうもその説明という部分で、聞かれなければ説明しないとか、都合悪いことは説明しないではなくて、もうちょっとオープンに説明してこれはどうだと、そういう対応を議会とやっていただければ、もうちょっと2年間はいいい議会ができるのではないか、いい市ができるのではないかと、そのように思っていますし、そうやってくれるという市長の答弁を欲しいと思います。

○塩田勉 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 まず、2点お尋ねがございましたけれども、1点目の政策会議における運営のあり方でございますが、どういう情報をもとにして議員がそういうふうに感じられておるかというのはちょっと定かでないんでありますが、確かに発言する幹部に偏りがあることは事実であります。いつもする人間、ときたまする人間、ほとんどしない人間おります。これは、そこに座っている人間みんなさまざまであります。これについては、ちょっと気にはなっておったところであります。みんな理解して、納得して黙っているのかといえば、そうでないのかもしれない。会議の体裁は整っていますので、何も言わないやつは、おまえだめだとは言えないわけでありますから、ただ、議員ご指摘のように、市長が強過ぎるからというのは、多分ノーと言わざるを得ないと思っております。そうでなければいけない。ただ、私は最終責任者ですから、それだけの決意と迫力をもって話はします。だけれど、それに負けて、勝手にどうぞという幹部だしたら、それはまずいなと思います。すべて責任とるのは私ですから、それはそれでいいんですけれども、ただ、私も2階に上げてはしご外れるのも嫌ですから、そういうこと

にならないような幹部経営会議にしなきゃいけないという思いは、これからもっと持ちたいなと思いますので、それを答弁とさせていただきますと思います。

あと、濃密なという言い方はしていませんでしたけれども、もっと濃い意見交換の場あるいは政策の説明の場というようなご指摘でございました。これについては、どういう場がいいかというのは、まだまだ、今ここで申し上げるような検討までいってありませんけれども、そういう場が必要だということを感じております。行政課題説明会で話す項目というのは、毎回5件から8件とかとありまして、かなりボリューム多いんです。その場で資料をお渡しして、目を通していただければ済むような話もちろん中にはございます。そうでないものもその中に含まれているわけでありますので、そういうものについては、これは別段で、議会の議案説明会の折ということでなくてということでは、やっぱりしなきゃいけないかなというふうに考えております。やはり議会は我々のチェック機関でありますから、独自の調査をする権限を持っているわけでございますので、それはそれとして、我々の説明が至らないばかりに、別な判断をしてもらうのも我々も本意ではありませんので、これはそういう場をどういうふうに設けるのがいいのか、よく内部で検討して新しい軸というものを打ち出してまいりたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○塩田勉 議長 21番。

○21番（佐藤忠久議員） 何とかその機会というものを、タイミングもあります。それから、政策課題説明会については、やっぱり1日かけてじっくりした議論が必要かと、私はそう思っています。何とかそのように頑張っていたいただければと思います。

先ほど一般質問の中の冒頭で話しましたが、市長の政策で褒めたものが2つあります。愚痴の1つは言いました。その褒めたものの中で、果樹生活支援対策の部分で先ほど言いましたが、正直申し上げまして、収量は減って経費は倍かかっています。その中で3年、4年かかって、その状態が続きます。単年度で支援を終わるとするのは、やっぱり途中であめをくれて、あとはおまえと突き放す、そういうやり方では再生までなかなか追いつかないだろうと。何としても手当といいますか、下支えが必要であると。特に野菜と違まして、果樹は年数かかって一人前になってきますので、手足がもがれたリンゴの木を、また手足つけてちゃんとやるには、やっぱりそれ相当のものが要ですし、先ほど言いましたが、無利子対応とかというのは検討されないのでしょうか。

○塩田勉 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 無利子対応については、検討した経緯はございません。してまいりませんでした。ただ、これから未収益期間が長く続くわけでございますので、これに対する対策というのは金融支援ではないだろうとっております。借りた金は返さなきゃならないわけでございますので、別建ての、果樹農家いわゆる被災をされた農家の支援になるような、収入が増える道の確保も含めて、それが本道ではないかなと、実は思っております。それは簡単でないということも承知いたしております。この件に関しましては、国の農水省にも何度かお邪魔して、災害というキーワードで果樹農家を未収益期間にわ

たって支援する仕組みをつくれないうこと申し上げていますが、なかなか腰が上がらない状況でございます。新たな収入の道を探る、そういう政策というか場というか、そういうのをどうつくるかというのは、まだ正直言って思い浮かんでおりません。しかし、何かしらの方法が必要だということはまだ思っておりまして、これはぜひ果樹にかかわる、かかわらないは別にして、多くの議員の皆さんからも、あるいは農家の方々からも、それこそ前を向けるような話をお伺いしながら、政策をつくっていかなくちゃならない。今回の融資のための予算だけで済む話とは思っていないところであります。

○塩田勉 議長 21番。

○21番(佐藤忠久議員) 無利子でやったことがないから頼んでいるんです。どうしてかといえば、ちょっと口が悪くなりますので、また戻りますが、生活支援をされなくてもいい農家は十分に大丈夫なんです。今一番心配しているのは、被害に遭って収入が落ちてやめるかやめないか、ぎりぎりのところの人方に手を差し伸べられないのかということ。それで何が一番なのかと言えば、その方々は当然減収分はほかで手間取りして働きます。だけれども、今、秋になって、その分、お金がない分は何とか支援、融資できないものかと、それを無利子でできないものかと。もし、今即答が難しいなら、11月ころまでにもひとつ考えていただいて、何とか熟慮していただいてご判断いただきたい、そのように思います。

次に、登記事務の実態でございます。余り把握していないというふうなこともございますが、実際の事業をやるとすれば、どれくらい予算がかかるものなのか。それも検討されていないでしょうか。

○塩田勉 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 未登記道路の現状でございますけれども、市長からお話ありましたけれども、最終的に実態をはっきりとはつかんでいない状況でございます。合併してからこれまで62筆ほど、ご本人から申し出がありましたたり、また、道路事業で確認された未登記道路につきましては、登記換えを行ってきてございますけれども、全体的にそれがどの程度あるのかというのが、資産税課のほうでも調べていただきましたけれども、約8,000筆ほどあると。ただ、それ以外にも不明のものもございますので、なかなか全体を把握し切れないという状況でございます。その辺について、現在、地域局のほうで業務を持ってございますけれども、なかなかこの未登記の処理につきましては、専門的な知識も必要としておりますので、その辺の体制の整備から含めて、今後計画的に処理できるように考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○塩田勉 議長 21番。

○21番(佐藤忠久議員) 現状では、例えば買収漏れもあるやもしれないと、そういうふうに解釈してよろしいでしょうか。

○塩田勉 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 考えられる原因としましては、売買契約が済んでおったにもかかわらず、登記事務を怠ってしまったものでありますとか、また、相続の関係でどうしても登記ができなかったり、そう

いった原因等はいろいろ、また、議員おっしゃいますように、売買が成立していないというものもあるかとは思いますが、残念ながら、その辺の実態を我々把握できていない状況でありますので、ご回答としてはわからないという状況でございます。

○塩田勉 議長 21番。

○21番（佐藤忠久議員） 実態がよくわかりました。市長にお願いですが、このことに関しては、投げたおいても何ともならない、やっぱり処理していかなければならないことでもあります。また、中には、もしかすれば買収漏れ等で残っているところもあるやもしれません。予算当然かかるわけですが、やっぱりこういうものにも着手していただいて、少しずつ解決していただくことを強くお願いしたい、そのように思います。

次に、教育長にお伺いしますが、合併して、先ほどの言った大森のシステムが廃止されたと。大森にとっては、物すごくマイナスだったわけです。その後、各公民館長さん、経費削減という中で、今は月額2万5,000円ですか、月額2万5,000円でそれぞれの地域を全部やらなければならない。これには無理があるのではないかと。正直、ほかの地域のように公民館に職員が派遣されておる場合は、市の職員じゃなくて臨時職員でも派遣されておる場合は、いろいろな活動範囲が十分できると思いますが、こういう中で、大森のパターンは教育長はどのように思っていますでしょうか。

○塩田勉 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 公民館活動というか、公民館のあり方というのは、なぜ8市町村ばらばらだったかというのも、本質的にやっぱりその地域地域の課題なり実態が違うものですから、その地域に合ったと、公民館1つの実態もばらばらというのが、本質的にそうなんだと思います。だから、理想を言えば、この公民館にはこういう形態、この公民館にはこういう形態というのが公民館の本質的なあり方からすれば理想なのかなと。しかし、我々としては、ばらばらでいいという話にはなり得なかったわけで、どういう方式で統一といいますか、横手市の歩調をとっていったらいいのかというのを合併時に検討して、先ほど私が申し上げたような形態をとったということになると思います。形としては、そのように1地域1生涯学習センター方式と、名づけるとそういうことになると思いますが、それでやっていますけれども、それでもやっぱり一気にそのことが解決できたことではなくて、先ほど言ったように、かなり地域実態なり課題が違うものですから、それに合わせて、部分的に合わせながらその方式をとっているわけですので、今でも統一がとれているわけではございません。大森には大森、先ほど言ったような人件費でいけば2万6,000円ですけれども、これでやっていたところもあったり、さまざま形態を今、単独でやっているとかセンター方式だとか、それから、まだばらばらな状態があるのが事実です。それについて、過去何回かの議会で、公民館に関してのご質問が議員の皆様からいろいろありました。それを総合的に考えて、要するに今の方式がいいとは全然思っていないわけですので、部局とも地域づくりの協議会などとのリンクのあり方だとか、地区会議と公民館のあり方とか、それから、これからは庁舎の形態もいろいろ地域に合わせて変わっていくこともあるでしょうし、そこら辺と公民

館のあり方との関連だとか、探る課題は膨大だと思っていますが、それを少しずつ実態に合ったというか、課題を解決できる方向でどうやっていくかということこれから考えていきたいと思っているところでは。

以上です。

○塩田勉 議長 21番。

○21番（佐藤忠久議員） 公民館のあり方の中で先ほど申し上げましたが、各集落、大森の場合はその集落を核にした活動が公民館の下にあると。その集落の核というのは、集落が元気なれば、今、横手市元気出てこないと思うんです。横手の町なかだけにぎわいをやって、イベントをやっていっぱい人が集まっても、外の周辺に元気がなければ、横手市が元気があるとは言えない。そのためには、何としても公民館のあり方というものを、集落の軸となる、引っ張っていってくれる、そういうものが必要であろうかと思っています。

先ほど拠点づくりという言葉がちょっと出ましたが、公民館で拠点づくりというのは、例えば大きい中で、横手市の中で拠点を3つぐらいつくってやるのか、それとも、地域の中で拠点をつくって小さな拠点でやるのか、そこら辺がちょっとよくわからないんですが、どうも説明では大きい拠点というような解釈にとらえましたが、それは間違っているのでしょうか。

○塩田勉 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 決して大きいのがベターかという話をしたわけでもございません。そこも含めて検討という、やはり先ほど申し上げましたように、地域には地域独自の課題なり解決の仕方、同じ大森といっても、川西地区と八沢木地区と大森地区では、地域事情といいますか、地理的形態も違いますし、課題も当然違いますし、それから参集の仕方が参集しやすいところもあれば、そうでないところもあつたりと、地域の課題というのは非常に多岐多様でありますので、それを私が申し上げたのは、大きいくくりでやろうという話ではなくて、どういう形態が公民館のあり方として、また、公民館だけの話ではなくなる話ですので、それを探っていきたいと、こういうふうに申し上げたところであります。

○塩田勉 議長 21番。

○21番（佐藤忠久議員） よくわかりました。私の思いも大体似ているところがございますので、何とかこれから検討していただいて、小さい集落が元気になるように、そういうシステムを構築していただきたいと、そのように願っています。

また、明峰中学校に関しましては、今37%の進捗率と。先ほども言いましたが、そういう部分の説明を本会議当日の市長の所信表明の中でしゃべっていただければ、何もわざわざ質問しなくてもいいんです。そういうものが足りない、どうも我々議会に対しても、心が足りないのではないかと、ちょっとそういう思いもしております。何とか温かい横手市の職員、心を持った職員でありますことを心からお願いして質問を終わります。

○塩田勉 議長 暫時休憩いたします。

再開時間を11時といたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

○塩田勉 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 堀田賢逸 議員

○塩田勉 議長 14番堀田賢逸議員に発言を許可いたします。

14番堀田賢逸議員。

【14番（堀田賢逸議員）登壇】

○14番（堀田賢逸議員） どうもおはようございます。

会派ニューウェーブの堀田賢逸です。

今年は自然が異常なことになっておりまして、大雪に始まり、地震、津波、そして大型の台風などが続いております。この原因は地球温暖化なのでしょうか。

先月、私が会長を仰せつかっております横手市林業活性化議員連盟の研修会で、秋田県の森林組合連合会の会長である佐藤重芳さんから講演していただきました。内容は、アメリカの科学雑誌サイエンスに発表された気候における森林の役割が、考えられていたよりも大きかったという研究成果を紹介いただきました。熱帯地方の森林の効果が温暖化には一番有効だとのことで、なるほどと思ったところがあります。熱帯地方では、食料や燃料の生産・開発のために森林を伐採しています。国土の7割が山である日本が外国から木を買うことは問題が多いとの指摘もいただきました。私は、日本が減反をやめて米をつくって、この米を使ってこの熱帯地方の食料や燃料生産に困っている人たちに何とかするということができるのじゃないかなどと、地球温暖化についてこのごろちょっと考えたところがあります。

地球温暖化についてはこれぐらいにして、通告に従い質問させていただきます。

最初に、忠義な猫の名前を公募し、地域活性化につなげることができないかであります。

この件について一般質問をしようとした理由ですが、私は去年まで浅舞公園がつくられたいわれなど余りよく知りませんでした。当然、忠猫の碑があることも知りませんでした。以前から地域の歴史を少しは知るべきだとして、平鹿町歴史研究会に入会しておりました。その後、会長が若くして突然亡くなる事態に遭遇しまして、副会長であった私が会長になったわけです。会長の一存で、身近な地域を知ろうということで、今年の4月29日に平鹿町の歴史研究会で浅舞公園についての勉強会をやり、そこでこの忠義な猫の碑の場所なども知ったわけです。

大館生まれの忠犬ハチ公は全国的に有名で、ストーリーもあります。浅舞公園の忠義な猫にもすばらしいストーリーがありました。律儀でけげな猫のストーリーであります。忠猫という珍しい碑もありました。そこはあやめ公園として名高い浅舞公園。敷地面積が約5.1ヘクタール。そのうちアヤメの畑

が約70アール、これに100種3万株、国内でも有数の50万本のアヤメが植えられております。日本庭園と洋風庭園が調和した公園であります。夏には、若いママさんが子どもたちを連れてよく遊びに来ております。

浅舞公園は明治15年、伊勢多右衛門さんが八幡神社境内に隣接した原野を買い求めて開墾し、梅、松、桜などを植えて庭園にしたことから始まります。その後も何度か拡張、改修工事を経て現在に至っているものです。公園内の片隅に忠猫の碑があり、その石碑には忠猫の文字が刻まれ、下に猫の絵が描かれています。その由来は、明治41年邪防庵と名づけたいおりで伊勢多右衛門が書き残した文書からうかがい知ることができます。ここではストーリーは省略しますが、忠義な猫の碑がある公園を全国に発信することによって、一つの観光スポットになるかもしれません。忠猫の碑と忠猫の名前を公募することで話題になり、浅舞公園が地域に元気を与える存在になるのではないかと考えたところです。

また、現在、県立近代美術館では光と影のファンタジー、藤城清治氏の世界展が開かれております。私もお盆のころ鑑賞させていただきました。東京の美術館のように大変な込みようでした。入場を待っている方も100人近くおまして、ふだんと違って、結果的にゆっくり鑑賞することになり、かえってよかったなと思ったところでもあります。世界展は7月22日から始まり、9月25日までです。入場者数は、新聞にもありましたが、1カ月で3万人を超え、9月4日には4万人を超えたようです。サイン会も、あす9月8日を臨時に追加したようであります。このような先生に忠義な猫のストーリーをお見せし、影絵に仕立て上げていただいたら、どんなによいものができるだろうと、藤城清治氏の世界展を見ながら考えたところです。市長の見解をお伺いいたします。

2点目ですが、地域支えあいネットワーク市民集会の開催についてであります。

市長は所信表明で、地域支えあいネットワーク市民集会について、自治会や隣近所など、最も身近な地域で支え合う、共助、互助の仕組みは災害時のみならず、日常的に機能を果たすことが重要だと述べております。全く同感であります。

それで、最近感じたことを例に挙げて、つながる社会をどのようにつくっていくのか、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

今年の6月23、24日、横手市では145.5ミリの雨が降りました。私の住む醍醐でもがけが崩れ、いこいの森と道満峠に続く道路、軽トラックは通れますが、2カ所ふさいでいます。この豪雨で、私の知人の近くにある田んぼが水であふれました。米をつくっていたときは、田んぼの所有者たちが堰の清掃をしていました。今は人手不足と後継者がいないということで、堰の清掃もできず、放任田になっております。家の近くの側溝も土などで埋まっております。道路わきで低くて、素掘りの自然側溝であった場所も、何年と経過するうちに土が崩れて畑と同じ高さになり、素掘りの自然側溝も約に立たなくなりました。こんなわけで、知人は床下浸水の被害を受け、生活排水も自然と流れてしまったようです。この実態を見たとき、地域支え合いとつながる地域社会に関して、ここにひずみがあるように感じたわけです。個人、隣近所・自治会、行政の三者に問題があるように感じたわけです。

第1に、生活排水処理は個人の問題ですが、合併浄化槽や集落排水、または公共下水道はどうなっているのか。

第2に、側溝に土が詰まっているのはなぜか。隣近所、自治会が協力して掘ったらいいのではないかなぜそれができないのか。

第3に、道路わきの素掘りの側溝が自然と亡くなった問題の解決はどうすべきか。

このような地域はどこにでもあるんじゃないかと思いますが、当事者から発信されないと問題にもなりません。こういう場合、行政の役割はいかにあるべきか、市長の考えをお聞かせください。

次に、果樹産地再生支援事業についてお伺いいたします。

J A秋田ふるさとの醍醐選果場で5日、横手産リンゴの出発式が行われました。早生りんごのさんさとつがるが3トン、東京大田市場に出荷するというものです。出発式では、雪害の後によくここまで育ったとか、回復には10年単位でかかると、出荷できてうれしいが、今後が心配だとの声がありました。私は、産地崩壊寸前ではないかと危機感を持っております。収穫量の大幅減少と分析しているようですが、それから指定取引市場を少なくする必要に迫られています。今まで取引市場が14社指定していたところが、10社にすると、4社減らすという方針です。東京新宿ベジフル、金港青果、京都青果、大阪北部中央青果の4社を生産量が回復するまで当面出荷を見送るという方針です。その結果、横浜卸売市場の中にある横浜丸中青果と金港青果の2社、これが横浜卸売市場にあるわけですが、外すということ言われた金港青果から強い苦情をもらったという話がありました。生産量がどれほど回復すればこんなことがなくなるのか、目標などをお伺いいたします。

また、協同組織は担い手不足などが進む中、地域の果樹農家の維持のため、廃園防止や産地再生などに重要な役割を担っている足腰の強い組織の育成と担い手のいない果樹園を引き受ける人たちの活動を支援するとあります。1月24日、雪害対策本部が設置され、その後、果樹関係者こぞって果樹の復旧に努めてきましたが、何とか生産を続けたいとの強い思いがありますが、その反面、後継者がいないことから、この機会にやめる方もおります。リンゴの値段が上がりさえすれば、こんなことはすぐ防げるわけですが、担い手のいない果樹園を引き受ける人たちの活動を支援するとは、具体的にどのようなことを考えているのか、お聞かせください。

最後に、暮らしのみちづくり事業など、道路問題についてお伺いいたします。

暮らしのみちづくり事業は、生活関連道路の整備により、暮らしの利便性、安全性、快適性の向上を図ることを目的に行われております。道は、その昔、人が往来することで自然にできました。それが昭和39年の東京オリンピックのころから急速に自動車が普及し、人々の生活の中で広範に利用されるようになり、また、私たちも文明の利器を活用することによって現在の生活を営んでいます。その結果、車優先社会となり、身を守るために人は小さくなっています。こんなことでは困るとして、現在は安心・安全な道づくりとして歩道拡幅などが行われていると思っています。横手市でも道路の拡張など、多くの要望が出されていると思います。市長は、これらの多くの要望に対してどのような考え方で事業を進

めているのか、お伺いいたします。

また、私が注目している場所は今後どのようなになるのか、お聞かせください。

第1に、醍醐樋ノ口から横荘線を通って桜沢に入ってくる道路の件。桜沢の西の入り口は、今まで浅舞から横荘線を通ってきた道路が直角に右に曲がって集落に入るようになっており、冬期には車が直進してしまう危険があり、実際そのようなことがあると聞いております。また、ここの自治会からは、集落内を車が通るのは危険だとの陳情が出されております。ここ桜沢集落からの陳情に対して、どのように対応しているのか、お聞かせください。

第2に、国道13号線外ノ目のバス停留所近辺で雄物川筋土地改良区側の出口が国道と交差するところが丁字路になっております。また、外ノ目の出口も国道と交差するところが丁字路になっております。国道13号線を挟んで東西が丁字路で、この2つの丁字路の距離は約60メートルです。雄物川筋土地改良区出口を利用するのが土地改良区に勤める方々約30名、馬鞍集落の方々が主に利用されております。外ノ目地区では5年ほど前、市民会議に丁字路の改善要望を何年か続けて出したという経過があります。現在は高速道路の無料化も終わって、国道がまた込むようになってきました。以前は、醍醐駅前の交差点が変則十字路であったので渋滞が発生し、車の流れが寸断されたので、外ノ目でも車の流れが消えて国道に合流はできたが、今は流れがスムーズになり、朝晩国道への合流は難しくなっている。国道を走っている車が国道に合流した車を急に飛び出したと感じてブレーキをかけ、そのブレーキをかけた車に追突することがあるとのこと、特に冬期間、雪の壁ができるころは見通しも悪くなり、危険が倍増することとなります。この場所は東西の丁字路との距離が約60メートルと近いので、ここを十字路交差点に改良し、押しボタンの信号をつけることが安全への近道と考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

第3に、県道108号川連増田平鹿線では、JR奥羽本線の石成踏切が車の交差ができるほど改良されました。本当にありがたいことです。しかし、まだ道の幅が狭いところが腕越地区、籠田地区、石成の庚申様がある場所、それから国道13号線の接続部分と4カ所残っております。私も腕越地区では、冬に対向車とすれ違うときに脱輪をして、近くの笹山ボデーさんのお世話になった経験もあります。また、石成の庚申様の部分では、対向車とすれ違うとき反対側の石塀に車が衝突し、その都度何回も塀を修理したとのこと。県では、現在、国道13号線への接続地点を確定するための作業をしていると聞いていますが、市としてはどのような方針で県との話し合いを持っているものでしょうか、お聞かせください。

第4に、中央線・八幡根岸線についてであります。これは私たちの会派の2人が何回も一般質問した問題であります。県や国では、早期完成のために都市・地域総合交通戦略調査など、いろいろ調査をやられたようですが、これ聞くとところによりますと、昭和40年代からの都市計画事業とのこと。市役所の前、そして横手病院の前と大分事業が進んでいるようですが、もう一踏ん張りという位置に立っているのかとも思いますが、伊東旅館から本町の道路までなど、車が多くなり、危険だと言われております。

中央線・八幡根岸線の工事の進捗状態等をお聞かせください。

これで私の一般質問は終わります。ご清聴ありがとうございました。

○塩田勉 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず、1点目からお答え申し上げたいと思います。

この忠義な猫につきましては、昨年の11月に秋田魁新報で忠義な猫の碑として文化欄に掲載されたところでございます。明治時代中期から後期に平鹿郡浅舞村、現在の平鹿町浅舞の旧家で慈善家の飼い猫が大量のネズミの食害から公園と米蔵を守ったことから、忠義な猫として後世に伝えようと、その塚に石碑が建立されたものと記録されております。市では、地域で忘れられている忠義な猫の功績と石碑の存在を再確認し、この春には浅舞公園内に説明看板を設置いたしました。また、議員からの提案も参考にさせていただきながら、地域づくり協議会の中で、地域振興や観光振興の資源として活用できるか検証していきたいと考えております。

2つ目のご質問でございます。

少子高齢社会が進行する中で、地域における連帯感やお互いさまの意識が希薄化し、もともとは地域が持っているべき相互扶助の機能が低下している傾向は、当市においても全く例外でないと思っております。このため、地域コミュニティの再生や共助理念の浸透を図る有効な手法について、さまざまな機会を通して検討をいただいているところでありますが、町内会など、自治会組織の運営や活動には地域差があり、それぞれの事情も複雑なため、なかなか難しい取り組みでございます。しかしながら、社会情勢の変化に伴って、地域住民の価値観が多様化していく中であっても、地域の課題は地域で解決していくことがあるべき社会の姿と考えております。こうしたことから、地域が支え合う具体的な活動を通して、地域に必要なネットワークの構築と自治会組織の活性化に結びつけるヒントを探りながら、共助意識の啓発に積極的に努めていきたいと考えております。

3番目の果樹産地再生支援事業についてでございます。

今年の秋の収穫量を前年と比較いたしまして大きく減少するものと見込まれておりまして、昨年までの取引市場への出荷量も減少するものと考えております。JAでは、果樹の絶対量が不足することから、果樹生産者部会との協議や部会員からのアンケート結果などを踏まえ、現在取引している市場14社のうち、重点市場である大田市場や大阪青果など11社に限定し、取引を継続していく方針であります。これらの市場とは、既に連絡、調整がなされ、一定の理解が得られていると確認しております。また、引き続き取引ができるよう、私みずから関西や東京方面の市場を訪問し、果樹産地の現状について説明してまいります。今後も果樹産地としての地位を保つために努力をしてまいります。また、果樹産地再生支援対策といたしまして、各地域の共同防除組織の強化支援を図るため、活動支援助成を今議会に提案しております。これは樹園地の防除を行い、管理等にも重要な役割を担っている共同防除組織が市内に53ありますが、その構成員も高齢化が進み、防除機械の維持管理等で苦慮されている組織もあるように伺

っております。そのような共同防除組織を支援することにより、今冬の豪雪被害から少しでも早く再生することができる手助けになるものと考えております。さらに、個人で防除されている果樹農家の中には、高齢化や担い手不足により廃園を考えている方もおりますので、防除組織の再編などを検討する中で、防除組織への加入を進めてまいります。また、受委託を推進することで廃園を防止するような体制づくりについても、防除組織と連携を図りながら考えてまいりたいと思います。果樹産地再生には数年を要するものと考えており、市としましても、県が設置しております平鹿果樹産地再生協議会と連携を密にし、今後も適切な支援策を講じてまいります。

4番目の暮らしの道づくり事業など、道路問題について4点お尋ねがございました。

その前段であります、道路等の整備につきましては、毎年請願、陳情、要望など多数提出されているほか、担当や各地域局にも多くの要望や相談が寄せられておるところでございます。主に1級市道などの幹線道路の整備につきましては、主要施設へのアクセス、観光資源や産業発展、地域をつなぐ道路などの重要性、緊急性、費用対効果を考慮して実施いたしております。また、その他の生活道路の整備につきましては、例年予算編成時に各地域局において優先順位を検討した上で要望を集約し、予算規模に合わせて実施をいたしております。ご質問にございました桜沢集落付近の市道につきましては、以前より旧横荘線跡地の改良舗装や側溝の整備などについて、地元から要望をいただいております。また、ごみ処理施設の整備計画に伴い、ごみ運搬車等の通過交通量の増大が予想されます。そのため、市では旧横荘線跡地を利用させていただきながら、平成24年度より実施予定の経営基盤整備事業において道路用地を確保し、現道のバイパスとして整備を行いたく、関係機関と協議を進めております。今後は基盤整備事業の進捗に合わせ、道路用地が確保され次第、速やかに整備に着手すべく準備を進めてまいります。

2つ目の外ノ目十字路等についてのご質問でございます。

国道13号線外ノ目地区の十字路交差点の改良につきましては、国道西側から交差する市道外ノ日本線のJR外ノ目踏切との関係や、国道を東側から交差する市道外ノ目・檜沢線の交差角度など、大変難しい課題もありますので、関係機関と協議をしてまいりたいと思います。

3番目の県道108号川連増田平鹿線についてでございます。

この線の石成地区の拡幅につきましては、今般の国道13号改良工事に合わせて事業進捗を図るため、県から協力依頼を受けており、市としてもできる限り協力をしてまいりたいと考えております。また、腕越地区の拡幅につきましては、家屋が連なっており、事業化へのハードルが高く、ルートを含めた多方面からの検討をいただけるよう、これまで同様に要望を重ねてまいりたいと思います。

4番目の中央線・八幡根岸線についてでございます。

これにつきましては、中央線が平成21年度より新規整備路線となり、県と市ともに事業に着手いたしております。事業計画では、工事施行年度が平成21年度から平成27年度、施工延長604.2メートル、全体事業費42億5,500万円であり、現在の進捗率は平成22年度末で県5%、市5%となっております。現

在は用地取得を進めている状況ですので、今後も地権者のご理解を得て早期に工事に着手できるよう努力してまいります。なお、八幡根岸線につきましては、中央線の進捗状況を見ながら事業採択となるよう引き続き努力をしてまいりたいと思います。

以上であります。

○塩田勉 議長 14番。

○14番（堀田賢逸議員） 大変丁寧な答弁でありがとうございます。

忠義な猫、浅舞公園の関係ですが、私、醍醐出身だということで、浅舞公園、今話したように、そんなに詳しいことはわかっていなかったわけですが、これはやっぱり平鹿町が醍醐、吉田、浅舞と合併して、それから、浅舞公園にはかなり多くの予算が使われて、私の調べたところでは6億1,300万円という金額が使われております。要するに、横手ではもっともっとさまざまなものがあるわけですが、平鹿町にとってはこれがやっぱり、浅舞公園が一番のメインじゃないかと思えます。それで、浅舞は酒とか水がよいことで有名なわけで、酒や浅舞絞り、漬物、それから槻の木といろいろあるわけですが、どうしても通年観光になるような、そういうものが私に言わせればなかったんじゃないかと、そう思っております。だから、ここを、この忠義な猫を使って通年観光につなげることができないかということが、私が一番言いたいところでありまして。浅舞公園の中には忠義な猫の碑もありますが、山県有朋元帥の書いた碑、日露戦役凱旋碑など、これわざわざ男鹿の寒風山から持ってきた二千岩ということ、何キロだかちょっとピンときませんが、そういうすごい石もありますし、それから税所敦子さんの碑もあります。これが明治天皇の皇后様の歌のお相手ということで、そういう人の碑もあるということで、いろいろ役に立つんじゃないかと思っております。だから、何とかこう通年観光につなげるようなものにしたい。今は犬でも、不細工な犬のことがネットで話題になるとか、そういうちょっと変わったものもいろいろありますので、ただ、忠義な猫のストーリーがある、こういうものはなかなかないので、ぜひひとつ市でも取り組んでいただきたいと思いますので、そこら辺はどうでしょうか。

○塩田勉 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 かねてから地域の大事な、歴史的な、文化的な、あるいは伝承も含めた宝物を生かしたまちづくりをしてほしいということを、地域づくり協議会にお願いいたしております。そのための予算も、私なりに思い切った予算をつけさせていただいているところでございます。

そういう中で、平鹿地域づくり協議会においても相当さまざま取り組みがなされておまして、大変すごいなと思って感激をしております。つい先ころ見た話では、浅舞絞りについてもうちちょっと頑張るにはどうしたらいいかというようなことの、かなり熱い議論が聞かされたようでございます。そういう平鹿地域づくり協議会でございますので、地元を愛する方々がたくさんおられますので、ぜひそういう方々にこの話を私からも伝えまして、ご検討いただくようにまずお願いしたいと。地元がまず燃えて誇れるようなものでまずあるべきではないかなと思っておる次第でございます。

以上であります。

○塩田勉 議長 14番。

○14番（堀田賢逸議員） そうですね、やっぱり地元が一生懸命燃えて、それに対して市のほうで支え
ると、そういうような仕組みになれば大変よいのじゃないかと思っております。

再質問はほとんどありませんので、これで終わります。

○塩田勉 議長 暫時休憩いたします。

再開時間を1時半といたします。

午前11時35分 休憩

午後 1時30分 再開

○塩田勉 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 齋藤光司 議員

○塩田勉 議長 18番齋藤光司議員に発言を許可いたします。

18番齋藤光司議員。

【18番（齋藤光司議員）登壇】

○18番（齋藤光司議員） 市民の会の齋藤光司です。

午前中は傍聴人が非常に多くて、昼からだれも来ないのかなと思っていたら、来てくれて、本当にありがとうございます。一生懸命頑張ります。

発言の持ち時間が答弁も含めて1時間しかありません。早速質問に入らせていただきます。

空き家対策を通告しておりますけれども、空き家対策においては、3月議会に続いて2度目であります。未曾有の雪害の中、被災された空き家がいまだ後片づけ、補修もされずに放置をされ、持ち主だけでなく、周りの市民の日常生活に迷惑をかけ続けている事実の中で、このことが少子高齢化の進展、後継者不足という中で、当市の一部だけのこと、また、今だけという一過性のものではなく、この後、もっと大きな当市としての安心・安全の政策課題になっていくだろうという思い、危機感を持って、質問をしてみたいと思います。

3月議会で、雪害対策の中でこの空き家対策について質問をさせていただきました。3月議会の議事録から抜粋しますと、私の質問に対して、市長はこういう答弁をなさっております。聞いている人にわかりやすくするために、全文を紹介します。私の質問であります。まず1つ目の空き家対策であります。法的に非常に問題があると、それは重々調べれば調べるほど、やはり財産権の絡みの中で大変だと、そういう思いがあります。しかし、基本は、ここで住んでいない人の財産権を守るのか、横手の自治体の長として、ここに住んでいる人の安心・安全を守るのか、そこの目的の差だと思うんです。私は、この自治体の長として今の法律でできること、法律をそれこそ破れとは言わない。先ほど来、足りない部分については、県・国に要望しながら立法化を図っていくというお言葉をいただきましたけれども、今

現在、十文字町でそれこそ倒壊をして困っている家が、先ほども申されたとおり、平成18年の年に相談に来た。しかし、このことに対応できないまま民家が倒壊をして、現実に今困っている。ただ、おわびだけでなく、これに何か対応しないと、同じような形の中で、困った、市民の安心・安全が脅かされるのではないかという心配をしているわけです。今できることで何ができるか。前向きに検討するのではなく、今現実に十文字のその被害状況に応じて、こういうことができるんだということがあったら、改めてご答弁いただければ幸いです。こういう質問に、市長はこう答えておられます。国民が持っている財産、基本的な自分の財産には、保全するという部分は、これは他の何者の侵すことはできないものがあります。これと市民の安心・安全を守るのとどっちがという話になりますと、これはなかなかかみ合う話ではないと、未来永劫ないと思います。ただ、横手市の立場として、現に市民が安全・安心の危険に冒されている状況の中で、手をこまねいて見ているというのは、これは絶対避けなければならないと思っております。そういう点では、法律的な詰めがどうか、最後の段階で何らかの市が対処した場合に、法律的問題で市がその責めを負うということになったときに、何といいますか、それに対応できるかどうかということになりますと、これはもうやはり法律の問題でありますので、なかなか我々だけでは今すぐわからないところでもあります。ぎりぎりのところでどこまでできるかということ、それこそ弁護士さんの皆さんと相談をしながら、それに対応する条例の制定を含めて、わかりやすい形で、市はこういうときにはここまでやるということ、市民の皆様にはしっかりお伝えすることによって、あるいは所有権のある方にそういう限界と危険性等々、もろもろ全部情報提供をしながら、そのときの市のとるべき対応策もお知らせをして、あるいはとれないこともお知らせをしながら、今年の冬に備えてその作業を進めていく、そんなふうにも今現在考えております。今年の3月にそういう答弁をいただきました。

このほかにもいろいろとやりとりがあったわけですが、私は、特に市長答弁の中で、横手市の立場として現に市民が安心・安全の危険に冒されている状況の中で、手をこまねいて見ているというのは絶対に避けなければならない。そして、次に冬に備えてその作業を進めていく。その答弁に、心強い安心感を持ったことを昨日のことにように思い浮かべることができます。現場の近隣の皆様からの相談には、市長の明確な答弁を信じて説明をしてきましたし、今ここにおいて、いまだに市長答弁を信じております。

まずはそのことを踏まえて、議長の許可を得て、皆様の机の上に2枚の写真のコピーを配付させていただきました。ごらんになっていただきたい。これは、昨年冬に全壊をした十文字曙町の建物の現在の状況であります。カラーコピーの準備ができなかったために、倒壊現場の生々しさと被害の大きさがいまいち伝え切れない面がありますが、少なくとも大変なことだという事実はおわかりいただけるものと思います。また、瓦れきが放置をされ、近隣の皆さんに多大な迷惑をかけていることも推測できると思います。現実に近所の皆さんからは、風によるごみの飛散、虫の異常発生、景観の悪化等々、いろいろと相談、指摘を受けております。市長答弁にもあるとおり、この瓦れきを全部片づけるためには、相続あるいは費用負担等も含め時間がかかるな、そういう認識は私も持っており、近隣の皆さんにも説明を

してきたところですが、もう一度写真を見ていただきたいと思います。コピーの中で危険な部分と書いていますが、2階のはりが鉄製のH鋼できており、それがかなりの重量物であることはわかってもらえると思います。そして、それが民家のほうを下に、斜めにただ瓦れきの上に乗っかっているという状況で、ちょっとした力ですぐ滑り落ちて民家に飛び込む状況にあります。また、もう一方の矢印の側壁はモルタルづくりの壁であり、これもまた傾いており、少しの衝撃でも民家に被害を与える一歩寸前です。私は、この現実を春から今日までずっと見てきて、心を痛めてまいりました。まず、このはりと側壁、これだけでも行政の責任においてまずは下におろし、近隣の皆さんにいましばらくの迷惑をかけながらも、近隣の世帯に日々の暮らしという中での最低限の安心を与えたい、行政にかかわる者として、その責任を果たしたい、そういう思いから、何回も何回も市長初め関係者をお願いしてきたところであります。しかし、種々の理由を、それもできない理由を説明されますが、行政として対策をとるという中で全然動きが見えませんが、現実には半年以上過ぎて、この写真のとおりであります。

市長、稲刈りが過ぎると、あっという間にこの地は雪の季節であります。急がなければなりません。そして、何よりも市長答弁を信じ、安心を半年以上待ち続けている近隣の住民の信頼を裏切らないでください。危機管理は、時を失すれば二次被害を生みます。そうなれば、行政の責任は免れません。今回は、市長の市民生活の安心・安全を本気で守るという覚悟と、この問題を解決するために行政のリーダーシップをはっきりとお伺いしたいと思います。今の十文字町の例を踏まえ、横手市全域の放置空き家の雪による損壊予防措置、また、根本的な空き家対策としての空き家の流動化、あるいは利用促進策等、議論を重ねて、当市としての空き家対策としての歩みをいま一歩進めてまいりたいと思っております。そういう意味で、よろしくお伺いをいたします。

まずは壇上から、空き家対策として質問を5点通告しておりますので、お尋ねをしていきます。

1、空き家対策について。

(1)当市としての空き家の現況と将来予測を伺います。

(2)昨年の冬の倒壊、損壊した建物の現況はどうなっているか。また、特に周辺市民に迷惑をかけていて、2次被害の危険度が大きい十文字町曙町の倒壊家屋をこの後どうしていくのか伺います。

(3)昨冬の反省、また、今検討されている条例の中で、今冬の放置されている空き家の倒壊を防ぐために、具体的にどのような対策をとっていくのかお伺いいたします。

(4)放置されている空き家に対しての固定資産税の賦課、収納等はどうしているのか。また、収納状況、未納時の収納対策はどうなっているのか伺います。

(5)住宅密集地、特に旧商業地においては、空き家、空き店舗の再利用、流動化がとまっている状況にあるが、行政としても種々の支援策を打ち出す時期に来ている。そう思いますが、当局のお考えを伺います。

以上、まずは壇上より質問を申し上げます。答弁をもらった後で、答弁内容によっては若干の再質問の準備をしておりますので、よろしくお伺いをいたします。皆様方には、ご清聴まことにありがとうございます。

ございました。

○塩田勉 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 空き家対策について、5点お尋ねがございました。一つ一つ答弁申し上げたいと思います。

空き家の実態でございますが、この冬と7月、2回にわたりまして状況調査を実施いたしました。その結果、住宅施設611棟、商業施設17棟、工業施設11棟、農業施設9棟、合計648棟の不在建物を確認したところであります。そのうち、倒壊の危険度が高いと考えられる建物が36棟、現状で再利用が可能と考えられる建物が487棟でありました。また、万が一倒壊した場合、隣家に影響があると考えられる建物が53棟、道路に影響があると考えられる建物が40棟、隣家と道路の両方に影響を及ぼすと考えられる建物が95棟でありました。空き家の今後の予測であります、約3,500世帯の高齢者世帯や地域の状況を考慮すれば、残念ながら増加していくものと考えております。市としましては、これから降雪期を迎えるまで、所有者に対し建物の適切な管理をしていただくよう、個別に指導してまいりたいと思います。

2つ目の昨冬倒壊あるいは損壊した建物の現況についてのお尋ねがございました。

まず、これにつきまして個別の対応を進めておるところであります、ご指摘のあった家屋について、市の対応状況をその都度、隣家を初め関係者の皆様に報告しなかったことについて、深くおわびを申し上げます。市では、これまで建物の所有者や相続関係、土地の所有者や借地契約の確認のほか、市がこれまで支出した費用の請求根拠の確認、顧問弁護士との相談による事実関係と問題点の整理などを進めてまいりました。これらが一通り終了したのが8月24日でありました。現在、周囲に被害が及ぶおそれのある箇所への撤去費用や飛散防止のための保護ネットの設置費用等の見積もり徴収、土地賃貸人の管理責任の有無などの調査を行っているところであります。現状のままでは周辺の住家等にさまざまな被害が発生することが懸念され、環境衛生、景観などからも、決して好ましい状況にありません。被害の防止策や被害発生時の対処も民事としての対応が基本ではありますが、市としましては、2次被害防止のために、市民の皆様のご理解が得られる範囲で必要な対策を講じてまいります。

3つ目のご質問でございます。

条例についてのお尋ねでございました。建物の管理については所有者が行うのが原則であり、これからも冬囲いや雪おろしなど、適切に管理していただくよう個別にお願いをし、指導をしてまいります。現在、条例制定に向けて作業を進めております条例案、地域の安全・安心を守るため、この原則に従って市民の皆様から情報を得ながら、段階に応じて助言、指導、勧告、命令、そして公表を行うという内容で検討しております。個々の空き家への対応については、降雪期までにもう一度詳細な現況調査を行いながら、個別に対応を進めるとともに、市民の皆様にも情報提供などの協力をお願いしてまいります。

4番目の空き家に対する固定資産税の賦課、収納についてでございます。

家屋に係る固定資産税は、原則すべての所有者に課税しております。空き家などで管理がなされてい

ない家屋であっても、戸籍調査などにより相続人等を特定し、納税通知を発送しているところでありませぬ。納税通知書が返送され、納税義務者の所在が確認できない場合は、公示送達の手続をとっております。また、空き家は納税義務者となる土地、家屋の所有者が死亡、転出していることが多いため、滞納となった場合には納税交渉が難航するケースが多いのが現状であります。死亡している場合は戸籍調査を行い、法定相続人に対しては納税義務を告知した上で納税交渉を行います。転出の場合には、転出先の市町村に居住の確認をし、場合によっては実態調査や預貯金等の財産調査を実施しながら、納税交渉を行います。なお、課税情報については、法律の規定により、その取り扱いに十分注意する必要がありますが、空き家対策として法に抵触しない範囲で関係部局間の連携を図るように指示をいたしております。

5番目の住宅密集地、特に商業地における対策についてでございます。

十文字駅周辺地区の都市整備につきましては、平成18年度から19年度に十文字駅周辺の整備計画を立てておりましたが、状況の変化もあり、増田地区も加えた形で平成24年度から25年度の2カ年で再度計画を策定する予定であります。

さて、ここ数年の厳しい経済情勢のため、十文字駅前周辺に限らず、地元商店街では厳しい経営状況が続いております。若い世代に親が営む職業につきたいと、継ぎたいと思ってもらうためには、まず現在の商店街を活性化させることが重要であります。昨年度開催された、例えばよこてにぎわいカーニバルのような取り組みなど、個々、種々の商業活性化策をさらに推進するとともに、若い世代の定住につながるようなまちづくりを進めてまいります。

また、地域住民に密着した商店などについては、商店街、団体で行う経営ノウハウの研修会や勉強会に助成する商いエキスパート育成事業や、店舗改修に助成を行う魅力あるお店づくり支援事業を実施しております。これらの事業の情報をさらに強く発信し、商工会や商店街と連携して後継者の育成に努めてまいります。

また、空き家の実態につきましては、状況把握をさらに進めることによって空き家データベースを構築し、例えば市外で就職先と住居を探しているUターン希望者に対して、当該データベースに登録された空き家情報を提供するなどの定住促進対策につなげる取り組みについて検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

○塩田勉 議長 18番。

○18番（齋藤光司議員） 周りの人はよくわかったと言いましたけれども、私ちょっとわからないところがありますので、若干質問させていただきます。

ただ、今回の市長の答弁の中で、やっぱり空き家、空き店舗含めてデータベース化して、Aターンでも何でも再利用させてくれると、その基礎データを集めて、やっていないことを急に進めて、100メートル走る中でもやっぱり最初の一步という部分の中で時間かかっているんだろうけれども、今その

中で、そういうやっぱりやり方というのは非常に大事で、これ思ったときに、我々もなんですけれども、旧十文字町あるいは横手市もですけれども、婦気に商業地を持っていったわけです、横手市の将来像考えて。それから十文字もです。駅前、本町から坂の下という部分に商業地を持っていった。それには、確かに民間資本も入っておりますけれども、それを呼び込むために、それ以上の公的な金が入って新しい商業地が蓄積されたんです。だから、そのときに今の市街地というか、今まで人口の密集地であるところの空洞化、これは予測できたんですけども、結局やってこなかった。そのツケがこれからどんどん出てくるだろうと。根本的にはやっぱり再利用をする。しかしながら、路線価も含めて旧商業地の空き地を例えば住宅に使ったときに、安くは買えるけれども、ただ住むには、要するに固定資産税も含めて非常に高くなる。そういう部分の中で、非常にこう問題が、一例を申し上げたんですけれども、山積している部分があるんですよ。今、データベース化しながら、そして、それ以外にも例えば購入時の、前回ですか、土田議員が言ったとおりに、補助制度あるいは固定資産の減免制度含めて、こういうものも含めて検討してってもらいたい。要するに、みんな壊してしまって更地よりも、少なくともそれを再利用してもらおう形の、ここの地域の将来像をもう1回描き直したほうが、ずっと私からすればいいんでないかなという思いがしているんです。そこらについて何か、今いい答弁いただいたんですけれども、市長、何かあったら、そこらの所見をお願いしたいんです。

○塩田勉 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 空き家の、あるいは空き店舗もそうですけれども、データベースつくるだけではいけない話でありまして、それがやっぱり魅力あるものとして探している方に映らなければならないわけでありまして。情報は伝えればそれで済むという話ではないわけで。そういう意味で言うと、ある種インセンティブということを議員はおっしゃっていると思いますけれども、そういう動機づけですよ。これは、やはり何かしらの方法が必要だろうと思っています。それがどのような仕組みなのかというのは、これは相当検討しなきゃいけないわけですけども、定住人口が減っている中でありますので、Uターン、Aターン、Iターンも含めて、そういう方々に空き店舗を使っていただくのは、実にエコな時代にはふさわしい仕組みだなと思っています。既に県内のあちらこちらの自治体でも、相当突っ込んで空き家対策に取り組んでおりますので、我々もそういう中にこれを逆に取り込んでいかなきゃいけないと思っていますところでございます。

○塩田勉 議長 18番。

○18番(齋藤光司議員) これやっぱりまだ一步で、動機づけという形の中で肉をつけていく。でもやっぱり近々大きな政策課題になっていくだろうという思いはしています。多分市長もその思いは同じだと思えます。そういう中で、今回は十文字の曙町の空き家対策、要するに空き家の後処理からちょっと膨れている部分があるんですけども、でも、これは避けて通れない、我々横手市の政策課題として避けて通れない、そういう思いで、これからもいろいろ議論を重ねて歩みを進めていきたいと思えます。ただ、今日の目的はそれだけでないので、ひとつ進めていきます。

それで、条例関係です。ここで所沢の空き家の適正管理に関する条例あります、ここに。多分これ土田議員も言って、種々の中で出てきて、だから、例えば今、我々のところで検討しているという形の中で、どれぐらいの他自治体の空き家に関する適正管理も含めてなんですけれども、条例を集められて、進捗状況がどうなっているか、まずそれを一つお聞きします。

○塩田勉 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 空き家等の適正管理に関する条例というのは、先進の自治体で数カ所あるということで、今、手元でいろいろ検討しております。検討に当たりましては、横手市の防災会議の中に部会を設置するという規定がございますので、各部長、それから地域局長によります庁内の検討部会を設置して、いろいろ条例の検討を行っております。ただ、先ほども答弁で申し上げましたように、その中では指導、勧告、助言というふうなこと、あるいは命令、公表というようところがポイントでございまして、ただ、どれぐらいの重きを置くかといいますか、ほかの法律との整合性等もございまして、いずれかなり慎重に検討してまいりたいということを考えておりまして、今、議員のお手元にある資料も当然参考にさせていただいておりますが、その他のことも、自治体も含めまして先進の検討を、今冬までにはきっちり行いたいということを考えております。

以上です。

○塩田勉 議長 18番。

○18番(齋藤光司議員) 総務部長、今の言葉、今冬ということは、もう何カ月ですよ、大丈夫ですか、あえて言うんですけれども。その部分の中で、法律に照らし合わせながらもですけれども、他自治体も、やはり議会の基本条例も含めて今やっておりますけれども、やっぱり真剣に考えてやってくる部分の中で、非常に急がなければいけないという思いが私はしているんです。だから、文言1句1句よりも、まずは進めながら、つくりながら悪いところは直していくという形のほうが、非常に我々みたいな積雪地帯の中では、必要なことだろうと私は思っています。ほかのところは雪降らないからつぶれないだし、何か大きな災害がない限り。だから、この条例等を見てもみますと、目的、定義、空き家等の適正管理、情報提供、実態調査、助言、指導及び勧告、それから命令、公表、どこも同じ形の中でできているんですから、これはまず絶対急いでもらいたいということをひとつ要望しておきます。

そして、これから、これができないと、一つだけ今年心配しているのは、こういうことなんです。火災と同じで、幾ら消防ポンプいいのを買っても何しても、一番いいのはやっぱり火災予防で火事を出さない、そのほうがずっといいに決まっているんです。やっぱり空き家対策の倒壊住宅を防ぐという部分の中では、今の問題も含め、つぶさない努力なんです。私はつぶさない努力。その中で、いろいろと各地域局間を調べてみました。ばらばらなんです、ばらばら。だから、今言った条例が急がなければ、統一した基準がなければいけない。リストも不明で、集め方非常に時間かかった、それはわかるけれども、そのばらばらなマニュアルでなくて、市として統一した所有者、占有者、また、近隣対策までのマニュアル化が必要だと、要綱も含めて。別に条例でなくてもいいから、そこだけは絶対に今年の冬まで

に間に合わせるという形の中で、我々にはっきりとした答弁をいま一度お願いします。

○塩田勉 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 いずれ3月にも、市長が一貫してお答えしておりますが、これは個人の財産権、それから所有権等大きい問題があります。他の法律等の縛りもございまして、なかなか慎重に検討しなきゃいけないということを考えております。

いま一つは、この条例をつくることによりまして、すべてそれで空き家対策が決着するかということではないと考えておりますので、いずれにしましても、この間弁護士さんにご相談申し上げましたが、ケース・バイ・ケースでの対応が必要じゃないかなということを考えております。

先ほども答弁にありましたように、600を超える空き家がございますので、条例をつくりますことによって、すべてその空き家はその条例の網をかぶって、すべて行政がそれで完結できるという問題でもございませんので、いずれそこら辺は相当慎重に検討しなければいけないのかなということでございます。

ただ、先ほども答弁いたしましたように、その周囲の環境ですとか、2次被害ですとか、そういうところには十分配慮しながら対応していきたいということを考えております。

以上です。

○塩田勉 議長 18番。

○18番（齋藤光司議員） まだ25分ありますので、やらさせていただきます。

その中で、今度はこれから本題で、私の今回の本題に入っていくわけですがけれども、非常に今言ってもらって、手をかけていくんだ、時間がかかったのは、それなりに理由を挙げてもらったけれども、ただ、曙町の建物です、今見てもらった。その中で、具体的にはりをおろすとも言わなかった。側壁を正直危なくないようにするとも具体的には言ってもらえなかった。それから、ごみを飛散しないようにネットをかぶせる。それも具体的に言ってもらえなかった。そこについて、具体的にどのような形で、まずは応急手当てをしてもらえるのか、そこを明確に教えてください。

○塩田勉 議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 いずれ直接現場も見させていただきましたが、やはり今のままでありますと、強風が来たり、それからちょっとした地震が来たりすると、さらなる被害が発生する可能性があるというふうに見てまいりました。やはり町の中にありますので、一番心配なのは、そこを通行する歩行者ですとか、あるいは車ですとか、そういう方に飛散したものが当たったりというようなことがあれば大変だなということを考えておまして、市が所管する市道がございまして、その市道を通行する歩行者なり車に被害が及ばないような対策を講じるのが一番の今すぐできる対策ではないのかなというふうに分なりに考えてまいりました。ですから、十文字地域局とも一緒に見たんですが、いずれ今のままでありますと、先ほどの答弁にもありましたように環境衛生の部分、それから周辺の景観等にも非常に地域住民の方が難儀している、苦慮している状況がありますので、いずれ我々としては適切な道路管理、

それから2次被害が及ばないというような方向で、しかも、ある程度の比較的低額の予算で対応したいということも含めまして、そういうふうな防風的な、あるいはスクリーンのものを市道との境界のほうにそういうものを早期に設置できればなということを、自分では現場を見て考えたところでございます。

○塩田勉 議長 18番。

○18番（齋藤光司議員） 部長だけの考えでなくて、やっぱり市内全体でそれやってもらいたい。見せることです。今までずっと手をかけてこなかった。だから不信感がやっぱりあるんです。だから、そういう中で、やっぱり少なくとも今言った、はりと側壁を中に入れて、ブルーシートでも何でもいいから手をかけているんだと、見捨てていないんだということを、まず、それはお願いしておきます。やるということですから、そこについてはいいです。

ただ、本質的にはあそこの瓦れきの処理までいかなければいけません、本来は。瓦れき処理、これについては、先ほど言ったとおりに雪害についてはやっぱり自然災害と違って、所有権含めて所有者、それからその所有者も善意の人ばかりでなく、経済的事情も含めて転出したり、相続をできなくて確定できなくて、これについて意見聞いておきますか。あそこの倒壊したときに、公道の部分を役所で手をつけました。112万3,500円かかっているんですね、112万3,500円。これについて、どのような形で請求をしているか、あるいはお金の部分について、それが戻ってくる状況にあるのかどうか、まずこの部分についてお聞きします。

○塩田勉 議長 十文字地域局長。

○鈴木淳悦 十文字地域局長 ただいま議員のご質問でございますけれども、この費用につきましては、この建物の所有権が共有でございます、1人の方とお話ししておりますけれども、請求する予定で今準備を進めております。それで、その準備が8月24日までいろいろかかったということでございます。お金に関しましては、その方と話しましたところによりますと、大変生活状況も厳しい状況にありますので、なかなか現状では難しいような話はされております。

以上です。

○塩田勉 議長 18番。

○18番（齋藤光司議員） だから、ここなんです。応急処置は、まず市でこれやるのは異論ないと思います。でも、そこの部分の中で、この後じゃどうしていくのかです。将来的に残っていく、これも含めて。つぶさない努力も必要だけでも、まずあそこの部分特定にしてやってみましょう。そういう部分の中で、これが市長言ったとおりにやっぱり関係者も、地域局の職員も一生懸命顧問弁護士に行ってお話をして、法律的な意見を聞いて、非常によくまとめてもらっている、その報告得ています。そういう中で、残存部分が今後倒壊して隣家等に被害を及ぼす可能性があり、市で処分等できるかという質問をした。そして、かかる経費として建物所有者に請求する権利があるか。そういう部分の中で、これが今まで市の基本的形だったと思う。民対民が基本だと。弁護士さんの言うとおりに、民対民が基本

だと。この後、そういう形でやってやれば、次から次と出てくるのではないかという心配であります。でも、行政、やっている側はそうかもしれないけれども、私は例えば何も罪もない、その中で暮らしていて、そうやっている住民サイドに立つと、何かしら方法はないか、それをやる方法がないか、何とかする方法がないか、要するに善意で、あるいは、それこそやる気があって瓦れきの処理いっぱいあるんですよね、やってあげたところ。十文字だっていっぱい倒壊しているんですけれども、あそこだけやれなかったというのは、それなりの理由がある。その中で、最終手段として建築基準法10条を根拠にして、その建築物が著しく保安上危険だというときに、この基準法10条でやれると、もとにして。何がやれるかという、要するに行政代執行です。行政代執行がやれると。だから、私は民対民が基本だけれども、いろいろ調べた結果、やれないものについてはやっぱり行政代執行して、そこに住む住民の危険とか、やっぱり何よりも隣に瓦れきがあると、朝に息する気持ちになりませんよね。皆さん、正直隣にいたらそう思いませんか。先ほどのほりだってそうです。隣に住んでいて、あのほりがあって、それこそ何ぼマグロの刺身食っても、これはどうもうまくないだろうと。あれは特異なケースです。みんながそうなる、六百何件のうちそうでなくて、今回は特異なケースだ。だから、民対民が基本なんだけれども、そういう特異なケースについては、やっぱり行政代執行も考えながら私はやるべきでないか、そういう思いです。それ建設部長に聞きます。この建築基準法10条で行政代執行できるかできないか、それだけ一つ部長に聞きます。

○塩田勉 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいまお話がありました建築基準法第10条ということでございますけれども、確かに著しく周辺に危険を及ぼしたり、また、衛生上不具合があるというような場合につきましては、一定の要件がありますけれども、勧告、また命令、そして最終的には代執行までの手続があるということでございます。ただ、今回のお話の案件が法律的にそれが該当するかどうかにつきましては、きちんとした精査をさせていただかないと、現在まだ確認をしていない状況でございます。

以上です。

○塩田勉 議長 18番。

○18番（齋藤光司議員） ここなんです。そこまで私は、建築基準法の10条で代執行してしまえというのではないです。これは、正直、連絡がついているんですよね。要するに、お金112万の部分の中で相続人がだれかというのはついている。ただやれないというだけで、まず払えるだけ払っていくから何とかといったときに、代執行しなくても、やる気になればやれる話ですよ。例えば、半分は地元の近所つき合いしていた連中が何ぼか地元負担がこれぐらいだとかという形の中で進めていくとか何か、法的に穏やかでない話をしてやるというよりも、今回の話だってそうでしょう。112万円だって取れる見込みがないんでしょう。まず聞きますか、局長、これ取れるお金ですか。

○塩田勉 議長 十文字地域局長。

○鈴木淳悦 十文字地域局長 現実的には、向こうのほうでも生活が大変厳しいという話を伺っています

ので、難しいのではないかと考えております。

○塩田勉 議長 18番。

○18番（齋藤光司議員） ここなんです。取れないやつを網かぶせてそのままにしておいて、またやっていると、やっぱりさらなる被害がという部分の中で、これも市として今回みたいなことを増やさないためにつぶさない努力が必要だということなんです。でも、実際に今のところどうするかといったときに、これはやっぱり行政が何かしら手を差し伸べてやらないと、未来永劫それこそなくなるまで、土に帰すまでです。我々死んだ後も金物からH溝なんか多分残っていると思います。それでいいのか。我が町だったら、おれが町長だったら、そんなことさせないです。何とかするんです。だけれど、今、横手市の市長は市長ですよ、五十嵐忠悦さんです。だから期待するんです。ここの部分の中で協議は必要でしょう、いろいろな部分の中で。でも、この後の瓦れきの処理までやっぱり言及していただかないと、その部分の中では、地元としては非常に心配なわけですよ。今回は特にです。特異なケースです。この後、これが全部この形でいくというのではなくて、やっぱり特異なケースとして処理していただく、そういう部分の中でのお願いになるんですけども、それについてお考えをお願いします。

○塩田勉 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 特異なケースというようなお話でありますけれども、私はそうは思いません。こういうケースはこれから増えてくるのではないかな、もしかして潜在的にあるのではないかなというふうに思っております。したがって、今、議員が例えばということで市の裁量で、税金を使って処理をしたということになれば、我々が恐れるのは、そういうことを助長するのではないかとということを私は恐れます。確かに条例、要綱等をつくって、そうならないように努力するのはもちろん、これはやらなきゃいけない。しかし、最後にそういうことは市はできるのではないかと、やったのではないかと言われたとき、なかなか対抗できないものがあるのではないかと、そういうおそれを持っています。そこをどうクリアできるかが、我々にとってまだ内部的に結論が出せておりませんので、明快なお答えは出せない。しかし、あのまま放置しておいていいかという話は、またこれは違うというふうに思っております、その辺で悩むところが実に多いところでございます。一番最初の質問に戻るわけでありまして、まだ残念ながら結論を出しておりませんが、状況については十分わかっておりますので、何らかの対応をするべく、もう一度検討してまいりたいと思います。

○塩田勉 議長 18番。

○18番（齋藤光司議員） 実は、今回一般質問を、いつも私だけというわけにいかないだろうと、仲間内でも不評ですので遠慮しようと思ったんですけども、でも、どうしてもやっぱり春から言ったとおりに、春から心を痛めてきたんです、あれ見て。あれを解決できなくて何が議員だ。何がそれこそ自治体職員だ。問題なんかいっぱいあるんです。やっぱり市長言われるのもわかるし、調べれば調べるほどそうだよなという部分の中で、だから私も言っているんですけども、でも、やっぱり議員の立場としては何とかしたい、何とかしなければいけない、そういう思いです。応急手当てをしていただくという

ことで、地元の皆さんには二次災害の部分については、まず一安心していただけるかなと思っています。これについては本当にありがとうございます。どうかよろしく、早急にやっってもらうことをお願いして質問を終わります。

◎散会の宣告

○塩田勉 議長 これで、本日の一般質問は終了いたしました。

明9月8日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまです。

午後 2時25分 散 会